

県警察職員の勤務時間、休暇等に関する規程

平成7年6月16日

宮城県警察本部訓令第9号

県警察職員の勤務時間、休暇等に関する規程を次のように定める。

県警察職員の勤務時間、休暇等に関する規程

県警察職員の勤務時間に関する規程（平成4年宮城県警察本部訓令第19号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 県警察職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関しては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号。以下「条例」という。）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年宮城県人事委員会規則8-5。以下「人事委員会規則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（勤務時間の割振り）

第2条 職員が勤務する時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 所属長は、必要があると認める場合には、別に定める勤務時間の割振りを行うことができる。

（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間）

第2条の2 所属長は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定により短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この条において「育児短時間勤務職員等」という。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の週休日は、日曜日及び土曜日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において別に割り振ることができる。

2 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間については、前条第1項の規定にかかわらず、午前8時30分から午後5時15分までの間で割り振る。

（特別の形態による勤務）

第3条 特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務形態は、毎日勤務（交替制勤務以外で曜日にかかわらず週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）が指定される勤務をいう。）及び交替制勤務（当番、非番、日勤等を順次繰り返す勤務をいう。）とし、当該勤務を行う職員は別に定める。

2 毎日勤務及び交替制勤務の週休日の割振りは、別に定める。

3 毎日勤務及び交替制勤務の週休日の割振りを行う場合は、人事委員会規則で定める基準に従わなければならない。

（週休日の振替等）

第4条 所属長は、所属する職員に週休日として割り振った日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日の振替（勤務日（週休日として割り振られた日以外の日をいう。以下この条において同じ。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振ら

れた勤務時間を当該勤務をすることを命ずる必要のある日に割り振ることをいう。次項において同じ。)又は4時間の勤務時間の割振り変更(勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要のある日に割り振ることをいう。次項において同じ。)を行うことができる。

- 2 週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合は、人事委員会規則で定める基準に従わなければならない。

(休憩時間)

第5条 勤務時間の途中に置く休憩時間は、原則として午後0時から午後1時までとする。

- 2 所属長は、健康又は福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして人事委員会規則で定める場合に該当する職員から申出があった場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該職員の休憩時間を午後0時から午後0時45分までとすることができる。

- 3 所属長は、業務の性質上から前2項の時間に休憩時間を置けない場合は、時間を指定して勤務時間の途中で条例で定める基準に従い休憩時間を置かななければならない。

- 4 前3項に規定するもののほか、休憩時間に関する手続に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 削除

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第7条 当直勤務等正規の勤務時間以外の時間における勤務については、別に定めるところによる。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第7条の2 所属長は、職員が育児又は介護をするために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。)をさせるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続に関し必要な事項は、別に定める。

(育児休業又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第7条の3 所属長は、職員(小学校就学の始期に達するまでの子のある職員の場合にあっては、職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この条において同じ。)が育児又は介護をするために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 所属長は、職員が育児又は介護をするために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、条例に定める基準を超えて、時間外勤務(災害等による勤務を除く。)をさせてはならない。

- 3 前2項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務代休時間)

第7条の4 所属長は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）第14条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下この条において「時間外勤務代休時間」という。）として、勤務日等（週休日として割り振られた日及び週休日に振り替えられた日以外の日で第8条第1項に規定する休日及び代休日を除く日をいう。以下同じ。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 所属長は、時間外勤務代休時間の指定前に、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

3 時間外勤務代休時間の指定を行う場合には、人事委員会規則で定める基準に従わなければならない。

（休日の代休日）

第8条 所属長は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は年末年始の休日（以下これらを「休日」という。）に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合は、当該休日前に当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（時間外勤務代休時間が指定された勤務日等を除く。）を指定することができる。

2 所属長は、代休日の指定前に、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 代休日の指定を行う場合は、人事委員会規則で定める基準に従わなければならない。

（休暇）

第9条 職員の休暇に関し必要な事項は、別に定める。

（会計年度任用職員等の勤務時間、休暇等）

第10条 会計年度任用職員及び臨時職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成7年7月2日から施行する。

（宮城県警察本部処務規程の一部改正）

2 宮城県警察本部処務規程（昭和29年宮城県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（警察署処務規程の一部改正）

3 警察署処務規程（昭和31年宮城県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（被疑者留置細則の一部改正）

4 被疑者留置細則（平成3年宮城県警察本部訓令第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（地域警察運営規程の一部改正）

- 5 地域警察運営規程（平成6年宮城県警察本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成11年4月28日本部訓令第6号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成11年4月28日から施行する。

附 則（平成14年5月9日本部訓令第12号）

この訓令は、平成14年5月9日から施行する。

附 則（平成17年3月28日本部訓令第9号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日本部訓令第10号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

（警察官けん銃警棒等管理規程の一部改正）

- 2 警察官けん銃警棒等管理規程（平成13年宮城県警察本部訓令第27号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（被疑者留置細則の一部改正）

- 3 被疑者留置細則（平成3年宮城県警察本部訓令第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成22年3月30日本部訓令第8号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日本部訓令第15号）

この訓令は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（令和2年3月25日本部訓令第10号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日本部訓令第7号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）であって改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この訓令による改正後の県警察職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「新訓令」という。）第2条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新訓令の規定を適用する。